

# 長久手市児童発達支援センター運営基本計画（案）【概要】

## 1 背景

- (1) 児童福祉法、障害者総合支援法、発達障害者支援法等、国の法改正の動向を記載
- (2) すぎのこ教室、たんぽぽ教室、5歳児すこやか発達相談、障がい児相談支援事業等、市のこれまでの取組を記載

## 2 課題

- (1) ライフステージ（就園・就学・就業）への「つなぎ」の強化
- (2) 早期療育の重要性
- (3) （医療的ケア児への対応）
- (4) 保護者の障がい受容
- (5) 市内の社会資源の不足 → 障がい児の通所先の確保

## 3 本市の障がい児支援に関する計画

- (1) 第5次長久手市総合計画
- (2) 第2次まちづくり行程表
- (3) 長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- (4) 第3次長久手市障がい者基本計画
- (5) 長久手市第1期障がい児基本計画【新規】（平成30～32年度）

## 4 長久手市第1期障がい児基本計画における目標設定

### (1) 児童発達支援センターの設置

項目	国の指針による数値目標	数値
【目標値】 平成33年度末までの整備数	各市町村に少なくとも1か所以上設置（圏域での設置も可）	市内に1箇所

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	国の指針による数値目標	数値
【目標値】 平成33年度末までの整備数	すべての市町村において、利用できる体制を構築する	市内に1箇所

## 5 児童発達支援センターについて

## (1) 法律上の位置づけ

児童福祉法第43条で定められた児童福祉施設（第2種社会福祉事業）

## (2) 事業内容

## ア 児童発達支援（通所支援）事業

## (ア) 対象者

就学前（0歳～5歳）の障がいのある児童（主に市内在住）

## (イ) 内容

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練の実施

## (ウ) 定員

40人（1日当たり）

## (エ) 利用料金

有料（市が交付する通所受給者証が必要。別途、保育所と同程度の給食費を徴収（今後詳細検討））

所得階層	利用者負担額 (月額)	給食費 (月額)
生活保護世帯	0円	保育所と同程度
市町村民税非課税世帯	0円	保育所と同程度
市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円	保育所と同程度
市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円	保育所と同程度

## イ 相談支援事業

## (ア) 対象者

主に児童発達支援センターに通所する児童（0歳～5歳）及びその保護者（家族）。

## (イ) 内容

基本相談のほか、専門的な立場から療育の必要性の判断や療育方針を定め、児童発達支援計画を作成する。

## (ウ) 利用料金

無料

## ウ 保育所等訪問支援事業

### (ア) 対象者

保育所等、児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童であって訪問支援が必要な者（0歳～17歳）

### (イ) 内容

訪問支援員が保育園等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

### (ウ) 訪問先

保育所、幼稚園、小学校、中学校等

### (エ) 利用料金

有料（市が交付する通所受給者証が必要）

所得階層	利用者負担額 (月額)
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円

### (3) 開所日・開所時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

祝日・年末年始を除く

## 【児童発達支援センター1日のスケジュール（案）】

時間	プログラム	活動内容
午前9時～10時	登園・朝の集まり	おはよの挨拶、名前呼び、手遊び、歌
午前10時～正午	リズム・サーキット	リズム運動やサーキットで体を動かす
	感触遊び・製作	粘土や絵具、クレヨンなどで遊ぶ
	屋外活動	散歩や庭遊びにより屋外での活動を行う
正午～午後1時	食事	食事を通して摂食指導を行う
午後1時	午睡	リラックスして体を休める
午後2時～3時	帰りの集まり・降園	さよならの挨拶

## 【職員配置（案）】

職 種		人 数
セ ン タ ー 長		1 人
児童発達支援管理責任者		1 人
保 育 士	クラス 1	2 人
	クラス 2	2 人
	クラス 3	2 人
	クラス 4	2 人
	クラス 5	2 人
	その他	1 人
児 童 指 導 員	クラス 1	1 人
	クラス 2	1 人
	クラス 3	1 人
	クラス 4	1 人
	クラス 5	1 人
事 務 員		2 人
(嘱 託 医)		(1 人)
看 護 師		1 人
(調 理 員)		(2 人)
(栄 養 士)		(1 人)
(相談員)		(1 人)
(機能訓練 担当職員)	臨床心理士	(1 人)
	作業療法士	(1 人)
	言語聴覚士	(1 人)
	理学療法士	(1 人)
合 計		常勤 22 人＋（非常勤等 9 人）

### 7 運営形態

指定管理者による運営を基本方針とする。

### 8 送迎バスについて

導入を検討する。

### 9 「(仮称)発達支援室」の設置について

新たに「(仮称)発達支援室」を設置し、児童発達支援センターの指定管理業務、本市の療育支援体制全体の統括や発達相談、発達検査、巡回相談等を行うことを検討する（母子保健（保健師）、子育て（保育士）、教育（教員）による構成を想定。）。